インドネシア駐在員の『これだけ知っておけば大丈夫』

インドネシア進出サポート
小野耕司

自己紹介

1975/4～1981/6　ヤマハ㈱入社　インドネシア工場立上支援分野配属

1981/6～1987/3　インドネシア工場生産課長　電子鍵盤楽器の組立生産

1987/3～1995/7　インドネシア工場長　電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化

1995/7～2005/3　帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト

2005/3～現在　ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立

インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの関わりも50年になりました

セミナー要旨

- 筆者は1980年から15年間、インドネシアの工場に駐在しておりました。
- その間は、インドネシアについての知識を、体系的に習得する余裕も、知恵も持ち合わせていませんでした。
- 毎日のように新たな課題が出現したのですが、泥縄式の勉強で、付け焼刃で対処したものでした。
- その時は知らないままでも、運良く事なきを得たことも多くあり、今にして思えば、背筋が寒くなったこともありました。
- このセミナーでは、そのような体験を基に、実務とは少し違った観点で、インドネシアに駐在する際には、これだけ知っていれば大丈夫、と言うことを出来るだけ平易に紹介します。

目次

1. インドネシアの歴史は80年
2. 親日国家の真の理由
3. インドネシア語は外来語
4. インドネシア独特の国家統治
5. イスラム教国ではないけれど
6. 温厚なのか短気なのか
7. 会社法と投資法
8. 外国人労働者雇用法
9. 日本側の税金と社会保険
10. 現地側の税金と社会保険
11. 豊富な資源と乏しい工業材料
12. 経済成長を支える国内消費
13. 厳しい外貨規制
14. 人事制度の公開義務
15. 外国人が就けない職務
16. 駐在員と出張者の違い
17. 合法的な雇用形態
18. 豊富な労働力と高い失業率
19. 書面での記録が大事
20. 五つの『あ』と『7-2-1』の配分

1. インドネシアの歴史は80年

1945年の独立宣言まで、インドネシア共和国と言う国は無かった。

- 1世紀に仏教・ヒンズー教の王国群が誕生して以降、歴史として残されている。
- 15世紀に仏教・ヒンズー教の王国群がイスラム教の王国群に取って代わられた。
- 17世紀からオランダ東インド会社による植民地支配が始まった。
- 1942年から1942年の独立までは、日本軍の統治下にあった。
- 1945年8月17日の独立宣言で、インドネシア共和国が設立された。

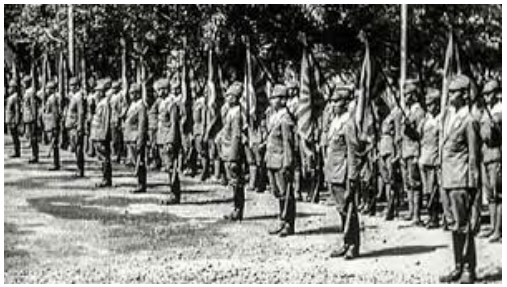

[インドネシアと日本と世界の歴史]

2. 親日国家の真の理由

両国共に、相互に助け合い、分かち合うことを大事にする島嶼国家である。

- 世界に覇権を唱えるほとんどの大国は、隣国を侵略して土地や奴隷としての住民を奪うことで富む、大陸国家の民族である。

- 日本、台湾、フィリピン、そしてインドネシアは、海に囲まれた島国の中で、互いに助け合い、富を分かち合う島嶼国家の民族である。

- 1945年から1948年にかけての、オランダからの独立戦争において、約1000名の残留日本兵は、インドネシア統治時代に育て上げたインドネシア祖国防衛軍などと共に参戦し、その半数は戦士したが、国の英雄として崇められている。

- 日本が支払った戦争賠償金はインドネシアホテルやサリナデパートとして、戦後復興の象徴を示し、今日までの投資はインドネシアの経済成長に大きく貢献して来た。

3. インドネシア語は外来語

インドネシア語はマレー語を流用した、比較的新しい公用語です。

- インドネシア共和国が出来る以前は、200以上の民族がそれぞれの言葉を使っていた。
- 17世紀以降に植民地支配を始めたオランダ東インド会社は、統治のための公用語として、マレー語の使用を強制した。
- 独立後の公用語として、既に定着していたマレー語を、インドネシア語として正式な公用語に定めた。
- マレー語を母体とするインドネシア語とマレーシア語はほぼ同じで、タイ南部の民族語、そしてフィリピン南部の民族語にも共通するところが多い。
- インドネシア語には、マレー語から引き継がれた、インド語、漢語、西欧語や、英語を応用した専門語が多く含まれる。
- 国と同様に言葉もまだ新しいため、新しい用語が随時生み出されているので、既存の辞書だけで読解することが困難なことが多い。

インドネシア語上達の秘訣

4. インドネシア独特の国家統治

西欧の植民地から独立したインドネシアは、彼らの国家統治手法を真似しない。

- 建国五原則の第4番目にある『合議制と代議制における英知に導かれた民主主義』がインドネシアにおける民主主義であり、西欧式の多数決による民主主義ではない。

- この背景には、ジャワの文化である、『総意が形成されるまで話し合う』と言う、Musyawarah-Mufakatが生きている。

建国五原則: GARUDA PANCASILA

4.合議制と代議制における英知に導かれた民主主義

3.インドネシアの統一

1.唯一神への信仰

2.公正で文化的な人道主義

5.全インドネシア国民に対する社会的公正

5. イスラム教国ではないけれど

政教分離が原則ではあるが、国民の90%以上を占めるイスラム教が社会を回す。

- インドネシアは世界最大のイスラム教徒を抱える国であるが、アラブ諸国のよなイスラム教国ではなく、大統領を国家元首とする共和国である。
- しかし、国民の90%以上はイスラム教徒であり、強制はされないが、他の宗教徒もイスラム教主体の社会習慣に従っている。
- 毎日の礼拝、犠牲祭、断食明けの帰省、メッカ巡礼は、イスラム教徒の行事と言うよりは、国民の行事と位置付けられている。
- 政治においても、イスラム教を基盤にした政党や、イスラム団体が影響力を持っている。

日本人としてイスラム教徒に配慮すること

6. 温厚なのか短気なのか

普段接するインドネシア人は皆温厚だが、集団ヒステリーを起こし易い。

- 仕事などで接するインドネシア人は、種族に関係なく温厚で親切で、笑顔を絶やさない人達である。
- しかし、毎日のテレビニュースからは、窃盗犯などに対する住民による残虐な集団リンチ、異なる学校や地域のグループ間での集団乱闘事件が頻繁に伝えられる。
- 個人の場合は我慢することでも、集団になり誰かが扇動すると、一気に激高して暴走する危険性が高い。

インドネシア人と上手く付き合う秘訣

7. 会社法と投資法

外国投資会社は、会社法の他に投資法により、厳しく規制される。

- 資本金の中に外国資本が1%でも入ると、外国投資会社となり、同時に資本金の額に関係なく大規模企業と見做され、投資法による規制の対象となる。

- 外国投資会社の最低投資額は100億ルピアで、100億ルピア単位で、KBLI（インドネシア事業分野標準分類）の上3桁に分類される一つの事業を行うことが出来る。

- 新規に現地法人を設立する場合は、会社法に基づき最低額の授権資本100億ルピアの25%の払込資本で法人設立が可能で、それにより投資法に基づく投資認可を申請することが出来る（外国資本会社を設立するには最低25億ルピアが必要）。

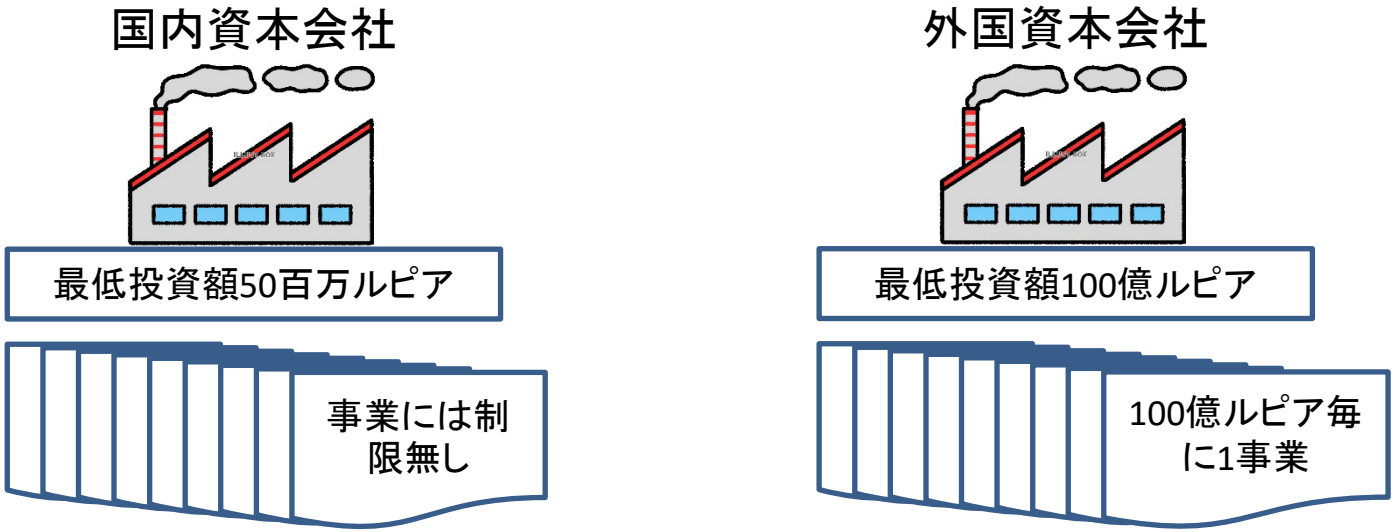

8. 外国人労働者雇用法

駐在員の義務、責任、権限は法律により細かく定められている。

- 外国人労働者の雇用者は、外国人雇用計画RPTKAの承認を得て、それに基づき外国人労働者の就労許可IMTAを取得しなくてはならない。
- 外国人労働者は、その職務を遂行するために必要な、学歴と職務経験を有することが求められる。
- 外国人労働者は、3年～5年の期限内に、後任候補のインドネシア人に、その業務に必要なノウハウや技術を移転する義務を有し、移転期間はUSD100/月を人材育成基金として、インドネシア政府に前納する義務がある。
- 外国人労働者の雇用者は、外国人労働者がインドネシア語を習得するための、便宜を図らなくてはならない。
- 株主総会により指名される、コミサリスならびに取締役には、移転期間の義務は適用されない。

インドネシア赴任に必要な準備の全て

9. 日本側の税金と社会保険

海外駐在中は二重課税と社会保険資格喪失の可能性がある。

- 海外駐在で赴任する際に、海外転出届で住民票を消すことで、翌年からの住民税は免除される。
- 海外駐在中でも日本国内で収入がある場合は所得税が課税されるが、収入が無い場合は課税されない。
- 健康保険、厚生年金保険、介護保険からなる社会保険、ならびに雇用保険、労災保険からなる労働保険は、海外駐在期間中も支払いを継続しないと受給資格を喪失する。
- 帰国後に復帰したとしても、定年後の厚生年金保険の受給額は、駐在期間が長い場合は大きく目減りする。
- 海外駐在員を送り出した経験の無い企業では、本件について全く配慮しない場合もあり、駐在員本人が被害を被る危険性があるため、事前に人事部門と良く相談する必要がある。

10.現地側の税金と社会保険

インドネシアの所得税は重く、社会保険は頼りにならない。

- インドネシアの所得税は5%から30%までの累進課税であるが、日本人駐在員の場合は30%に近くなる。
- 所得には給与の他に、固定的な手当、会社負担の住居費、社用車費用が含まれる。
- 税率を低く抑えるために、日本国内の給与を増やし、現地給与を減らしても、国税庁からは見做しのグローバル給与額を基に課税される可能性がある。
- インドネシアには住民税は無い。
- インドネシアの社会保険BPJSは、医療保険、老齢保険、労災保険、死亡保険、年金保険で構成され、外国人労働者も対象であるが、受給額は日本人にとって適切なサービスを受けられるレベルではない。
- そのためにも、日本国内での社会保険は継続しておかないといけない。

わるわかりインドネシアの税制
わるわかりインドネシアの社会保険制度

11.豊富な資源と乏しい工業材料

豊富な天然資源が、国内で工業材料となるまでは、まだまだ時間を要する。

- インドネシアは天然資源に恵まれた国であるが、資源輸出における一部の既得権益勢力により阻止されて来た歴史で、それらを工業材料として加工する産業が、未成熟である。

- そのため、一部の工業材料を除き、中国、韓国、台湾、インド、そして日本等に資源を輸出し、そこで加工された材料を輸入しているので、材料の価格は高い。

- スハルト政権崩壊以降のインドネシア政府は、資源の輸出規制と、工業材料への加工の現地化を進めているが、資金、技術、需要などの課題があり、短時間では実現出来ない。

- インドネシアにおいても基幹産業である自動車生産は、半世紀の努力で現地化率は進んでいるが、それでも60%前後と言われている。

工業材料の現地生産会社を探す

12.経済成長を支える国内消費

インドネシアの国内総生産GDPの60%は国内消費である。

- 2023年のインドネシアの実質国内総生産はUSD1,371,171百万で、日本のUSD4,212,944百万の1/3弱であるが、日本と同様に60%は国内消費が占めている。
- 豊富な土地、資源、労働力を備えたインドネシアは、資金と技術を得ることで、自国内の需要拡大に押された経済成長を維持出来ると期待される。
- 特に都市部を中心に急拡大する中間層の消費圧力は、経済成長の大きなエネルギーである。

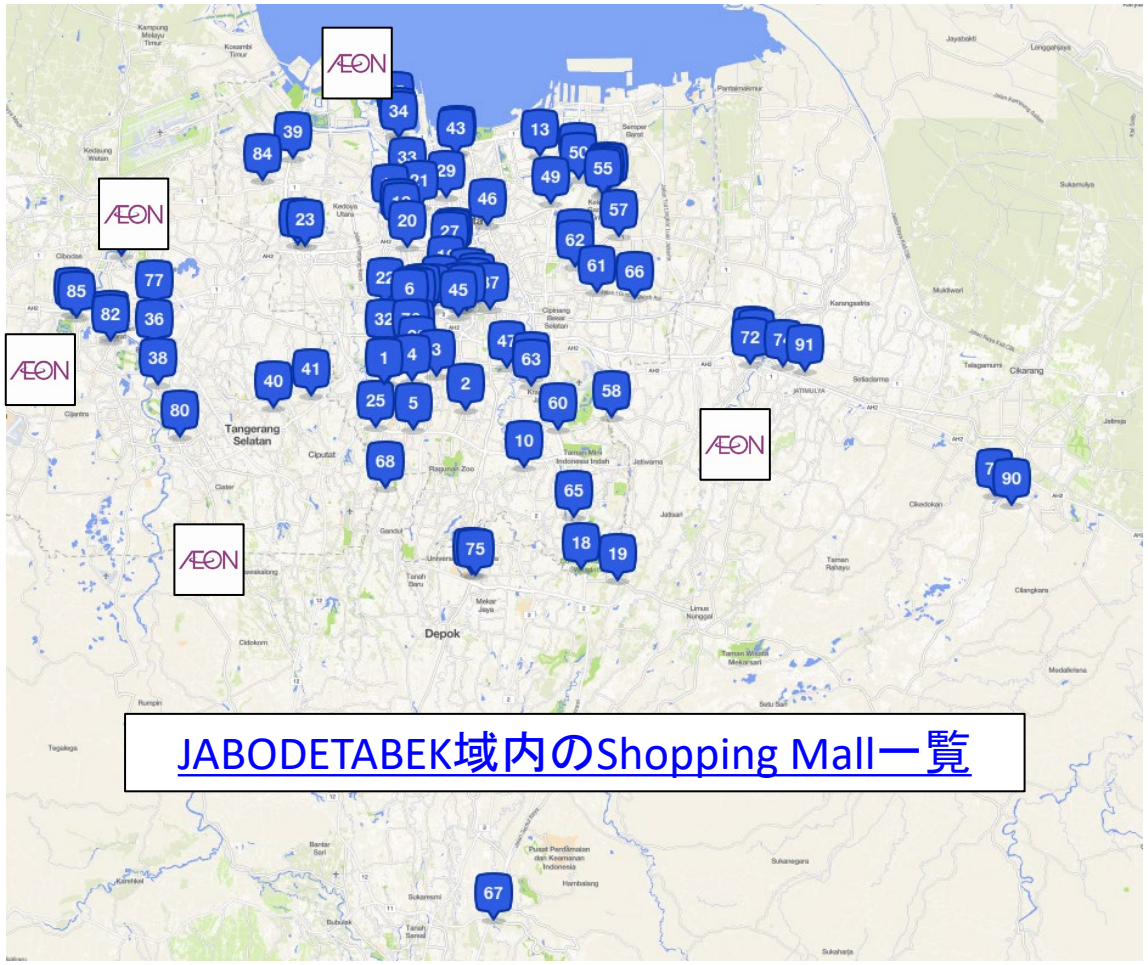

JABODETABEK域内のShopping Mall一覧

JABODETABEK:Jakarta州を囲むBogor, Depok, Tangerang, Bekasiを合わせた大都市圏の呼び名

13.厳しい外貨規制

インドネシアは国策として対外負債を減らすための努力を続けている。

- インドネシアは外国からの借金を減らすため、民間企業に対しても、海外からの外貨での借入を厳しく制限している。
- 海外から外貨借り入れを実行する場合は、インドネシア政府が指定した国際評価機関に高額の料金を支払い、高い評価レポートを取得しなくてはならない。
- 日本の本社から親子ローンの形で借り入れる場合も、ルピア建で調達しなくてはならない。
- 輸出入決済は対象外となるが、インドネシア国内の取引決済はルピア建に制限される（但し、見積りや契約書は外貨建てが可能）。

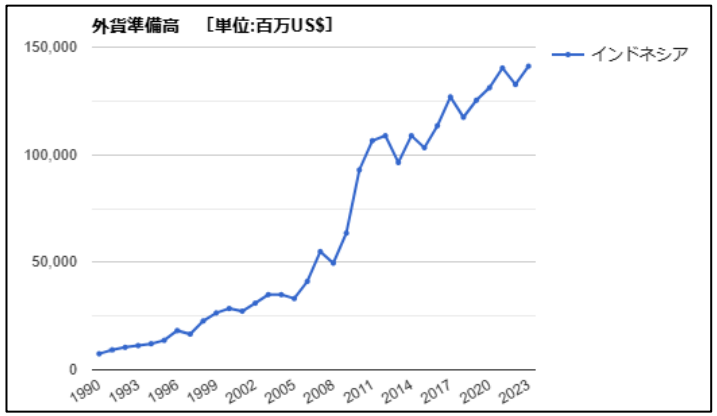

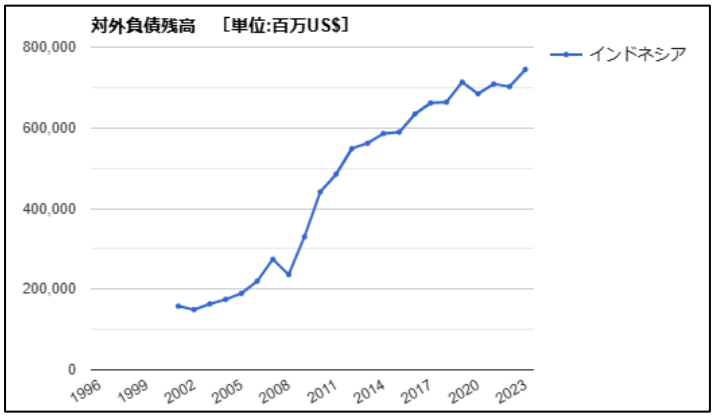

14.人事制度の公開義務

就業規則、人事評価制度、賃金テーブルは従業員に公開する義務がある。

- 外国資本企業は企業規模に関係なく、就業規則（労働組合が結成された場合は労働協約）の制定が義務付けられている。
- 就業規則あるいは労働協約は、労働法ならびに労働組合法に準ずるものでなくてはならない。
- 全ての企業は人事評価制度と賃金テーブルを、従業員に開示することが義務付けられている。
- 人事評価制度と賃金テーブルの雛形は労働省から提示されているが、各社の実態に合った形で作成することが出来る。

[インドネシア工場の就業規則作成の要点]
[人事評価制度の作り方]
[インドネシア労働法【最新版】の解説]
[まるわかりインドネシアの労働組合]

15.外国人が就けない職務

外国人は人事部門のライン長に就くことはまだ禁止されている。

- 2003年の労働法では、外国人が人事部門ならびに経理部門のライン長に就くことを禁止していた。
- 2020年の雇用創出法ではその条項は削除されたが、外国人労働者雇用法では、人事部門のライン長に就くことを禁止している。
- 法律と認可を管轄する政府機関の間で解釈が異なる場合もあるため、外国人労働者雇用計画RPTKA申請の段階で確認することが大事である。
- 但し、外国人がコミサリスあるいは取締役として、人事部門の業務を監督することは可能である。

16.駐在員と出張者の違い

駐在員と出張者は、いずれも外国人労働者である。

- 駐在員、出向者、長期出張者、短期出張者などは社内の呼び名であり、インドネシアの法律上は全て外国人労働者である。
- インドネシアの法律上の違いは、滞在期間と現地での所得の有無だけである。
- 滞在期間に関係なく、現地側で所得を受ける場合は、就労許可を取得しなくてはならない。
- 滞在期間に関係なく、生産現場での作業に携わる場合は、就労許可を取得しなくてはならない。
- 但し、滞在日数が年間累計で163日以上の場合は、自動的に現地で所得を受けたと見做される。
- 就労許可を申請するためには、予め外国人労働者雇用計画RPTKAの承認を得ておかなくてはならない。

インドネシア入国ビザの取り方

17.合法的な雇用形態

2020年の雇用創出法により、合法的な雇用形態の基準は緩やかになった。

- 正規雇用形態に変更はないが、退職金の最高額が固定給の32.20ヵ月分から25.75ヵ月分に減少された。
- 期間契約雇用は、従来の最契約期間24ヵ月、1回更新、1回延長、最長5年が撤廃され、最長5年の間に何回でも契約可能となった。
- 最低賃金見直し方法は、州別の前年度インフレ率＋経済成長率×係数（0.3程度）に統一された。
- アウトソーシングは、運転手、給仕、守衛等の枠が撤廃され、全ての職種で活用出来る。
- 内職などの請負契約は従来通り活用出来る。

インドネシア労働法【最新版】の解説

18.豊富な労働力と高い失業率

雇用機会創出がインドネシア政府の最重要課題である。

- 独立100年の2045年は総人口324百万で、労働人口比率は54.73%と、労働力は増え続ける。
- 反面、完全失業率は依然として5%を維持しており、定職を持たない労働者の比率は30%前後とも言われている。
- そのため、社会不安を起こさないために、インドネシア政府の最重要課題の一つは、従来から『雇用機会創出』であり、これかも変わらない。
- インドネシア政府が打ち出す各種の政策の背景には、このことがあるのを忘れてはならない。

[2050年のインドネシアの国勢を予測する]

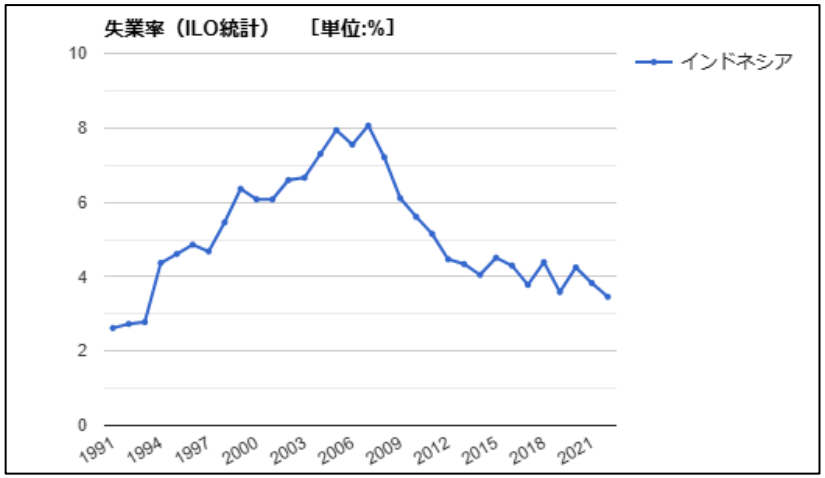

19.書面での記録が大事

言った言わないの争いは、アウエーである日本側の負け。

- 色々な取引における決め事は、必ず書面で記録に残す。
- ホワイトボードの記載に署名を入れた写真データでも良い。
- 書面での証拠が不十分な係争では、アウエーの立場である日本側が不利になることを、事前に覚悟して訴訟に臨むこと。
- 記録はインドネシア語が基本であり、法的には英語も有効となるが、日本語だけの記録は無効。
- 書面に法的な効力を持たせたい場合は、公証人立ち合いの証明文を添えた上での署名が望ましい。

インドネシアでの事業展開に役立つサービス
インドネシアでのビジネス交渉術

20.五つの『あ』と『7-2-1』の配分

インドネシアで仕事をする日本人に贈る言葉。

- インドネシア人と共に仕事をする際に、以下の五つの『あ』を忘れると、仕事が上手く行かなくなる。

  あせるな
  あわてるな
  あたまにくるな
  あてにするな
  あきらめるな

- エネルギー配分は7-2-1で。

  体力-7
  気力-2
  知力-1

最新のインドネシア情報はこちらから

インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです
（Googleトップランキング）

インドネシア最新情報ブログ

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています

インドネシア進出サポートウエブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています

ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です